



桐生市防災情報伝達システムの概要等

令和4年11月25日に発表しました「桐生市防災情報伝達システム運用開始予定日の決定について」のとおり、令和5年4月1日より同システムの運用を開始いたします。

つきましては、同システムの概要等についてお知らせしますので、住民周知にご協力いただきますようお願いいたします。

■ 概要 別紙のとおり

■ その他

- デジタル防災行政無線設備に関する「無線局免許状」（本免許）が免許人である桐生市に令和5年1月16日付で交付されました。
また、本整備工事内で新たに黒保根町荒神山に設置しましたFM桐生中継局に関する「無線局免許状」（本免許）が免許人である(株)FM桐生に令和5年2月1日付で交付されました。
- 令和4年9月26日に発表しました「防災行政無線免許申請不備に対する文書注意への対応等について」に基づき、工期変更に伴い本市に生じた損害について、本整備工事が完了次第、損害額を精査し、工事施工業者及び工事監理業務委託者の両社に賠償を請求できるよう準備を進めています。
請求内容が確定次第改めてお知らせしますのでよろしくお願いたします。



【問い合わせ】

共創企画部防災・危機管理課

防災・危機管理担当

担当 星・横倉

TEL 0277-46-1111（内線462・463）

防災情報伝達システム整備事業概要

R2～R4年度事業 総事業費 406,769,000円(税込み)

内訳 工事費 397,100,000円 委託費 9,669,000円

システム名	機器名	利用開始日	各サービスの対象者	利用方法	内容
防災行政無線設備	親局	4/1から本運用	—	—	桐生市役所に設置
	操作卓	4/1から本運用	—	—	防災・危機管理課執務室に設置
	遠隔制御装置	4/1から本運用	—	—	両支所及び桐生市消防本部に1台ずつ設置
	屋外拡声子局(屋外スピーカー)	4/1から本運用	子局からの放送が届く範囲	子局から防災情報等を放送し伝達する。	桐生地区0局 桐生地区2局設置(防災情報のみ放送) 整備前 新里地区15局 整備後 新里地区18局設置 黒保根地区13局 黒保根地区14局設置
	戸別受信機	順次更新作業実施中	※1	無償貸与した機器を屋内に設置する。	新里・黒保根地区で現在使用しているアナログ防災行政無線用戸別受信機を更新します。
コミュニティFM設備	コミュニティFM黒保根中継局	4/1から本運用	従来の受信可能範囲である桐生・新里地区に加え、黒保根地区でも受信可能となりました。	各頒布窓口で有償頒布した防災ラジオを屋内に設置する。 (負担金：1,000円)	新たに黒保根町荒神山にFM桐生中継局を設置し、黒保根町で防災ラジオによる緊急情報の受信が可能になります。
多メディア配信システム	防災アプリ「HAZARDON」	3/1から登録開始	どなたでも利用可能	アプリをダウンロードし設定を行う。(登録料：無料)	これまで受信できる情報の内容が媒体ごとに異なっていましたが、防災行政無線と連動して同一情報を一括して複数の媒体に発信できるようになります。また、新たなシステムとして防災アプリ、電話FAX通知サービス及び電話自動応答システムサービスを導入します。
	電話FAX通知サービス	3/1から登録開始	※2	事前に登録された電話番号又はFAX番号に避難情報等を発信する。 (登録料：無料)	
	電話自動応答システム	4/1から本運用	どなたでも利用可能	防災行政無線からの放送内容を聞き逃した場合等に所定の電話番号に発信することで、放送内容を確認できる。(通話料は利用者負担)	
	ふれあいメール(既存)	4/1から新システムと連携	どなたでも利用可能	携帯電話やパソコンのメールアドレスを登録する。(登録料：無料)	
	桐生市HP、各種SNS(既存)	4/1から新システムと連携	どなたでも利用可能	インターネットサービスを利用し閲覧する。 (データ通信料は利用者負担)	
気象観測システム	観測装置	4/1から本運用	—	—	各支所に気象観測装置(雨量・風向風速・気温・湿度)を新たに設置します。観測した情報については、下記の閲覧システム内で確認できます。
	閲覧システム	4/1から本運用	どなたでも利用可能	インターネットサービスを利用し閲覧する。 (データ通信料は利用者負担)	従来は各観測機関のホームページでそれぞれ取得しなければならなかった桐生市の気象観測データ(雨量や河川情報等)を桐生市のホームページ内でまとめて取得できるようになります。

※1 防災ラジオを受信できない区域に居住している世帯のうち、次のうちいずれかの理由により市が発信する防災情報を戸別受信機でなければ得ることができない世帯

- (1)携帯電話、スマートフォン又はタブレット端末等(以下「情報機器」という。)のいずれにおいても市が発信する防災情報を受け取る事ができない区域に居住している世帯
- (2)いずれの世帯員も携帯電話を所有していない世帯
- (3)世帯員が情報機器を所有しているものの、高齢や障害等の理由により災害時に情報機器の操作を速やかに行うことができない世帯
(新里・黒保根地区対象世帯には、通知を送信いたします。)

※2 電話・FAX通知サービスの登録者は、桐生市の住民基本台帳に記録され、次のいずれかに該当する世帯とする。

- (1)次のすべてに該当する世帯とする。
 - ① 桐生市防災行政無線を受信できない区域に居住している世帯
 - ② 桐生市防災ラジオを受信できない区域に居住している世帯
 - ③ 情報機器で市が発信する防災情報を受け取ることができない区域に居住している世帯又は世帯員のいずれも情報機器を所有していない世帯
- (2) (1)に該当しない場合であって、災害発生時において道路交通による外部からのアクセスが途絶し、人の移動・物資の流通が困難又は不可能になるなど住民の生活維持が困難となり孤立化する可能性がある世帯